

3. 証明書類の添付省略について



次の場合、米穀は申請書への証明書類の添付が省略できます。

添付を省略した場合であっても、証明書類は自宅等で5年間保存する必要があります。

(1) 米穀の検査を受けたJA・集荷業者等に販売又は販売委託した場合

JA・販売業者等において、収入減少影響緩和交付金における数量証明が行われれば、**証明書類（及び）の添付を省略することができます。**



数量証明の様式に係るお問い合わせは、おもて面下部記載の【お問い合わせ先】まで、ご連絡ください。

(2) 上記(1)以外の場合（直接販売等）

証明書類の添付省略に関する申出書

別紙参考様式第7号

< 記載例 >
平成30年4月10日

北陸農政局長 殿

住所 県 市 1丁目2番
氏名 農林 太郎 印

米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書

収入減少影響緩和交付金に係る米穀の直接販売分の証明書類について、枚数が非常に多く、申請に係る負担が大きいため、添付を省略することを申し出ます。
なお、添付を省略するにあたって、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

- 1 証明書類は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存するとともに、地方農政局の職員が検査を実施する場合には速やかに開示いたします。
- 2 検査の結果、交付申請を行った数量に誤りが発見され、再計算の結果、交付金が過大となっていた場合には、過大分の交付金について速やかに返還いたします。
- 3 また、交付金が過小であった場合にあっては、追加交付は行われないうちについて了承し、異議を申し立てません。

農産物検査結果通知書

販売先・販売受託先と農産物検査実施機関が異なる場合は、農産物検査実施機関において、収入減少影響緩和交付金における米穀の農産物検査数量等証明が行われれば、の書類に代えることができます。

出荷・販売契約数量を確認できる書類

の「出荷・販売契約数量を確認できる書類」の枚数が多い場合は、下記の書類（及び）の提出で、の添付を省略することができます。

「米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書」

「直接販売した米穀の数量報告書」

の様式は、北陸農政局のホームページからダウンロードできます。



直接販売した米穀の数量報告書

別紙参考様式第6号の1

直接販売した米穀の数量報告書(玄米)

< 記載例 >

**玄米・精米別に提出
精米は別紙参考様式第6号の2に記載**

販売の相手先	銘柄名等			契約年月日 4月1日以降に販売予定であるもののみ記入する。	販売(予定)年月日	個数	販売対象数量(kg)
	年産	産地・銘柄等	量目(kg)				
米穀店	29年産	県産コシヒカリ	30		平成29年10月1日	20	600
商事	29年産	県産ひとめぼれ	1,080		平成29年10月30日	5	5,400
スーパー	29年産	県産産ゆめみづほ	60		平成29年11月10日	15	900
食堂	29年産	県産ハナエチゼン	30		平成29年12月3日	10	300
北陸 花子	29年産	県産カグラモチ	5		平成29年12月25日	10	50
山川 海彦	29年産	県産コシヒカリ	5	平成30年3月3日	平成30年5月5日	10	50
合計						70	7,300

4月1日以降に米穀を引き渡す場合には、3月31日以前に契約していたことを証明する書類の添付が必要です。
(例: 契約書、注文票など)